

【貨物】行政処分状況（令和7年2月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和7年2月12日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	合同会社嶺井産業 代表者嶺井政彦 (法人番号4360003009148) 沖縄県名護市字世富慶911番地
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県名護市字世富慶441番地1安里アパート206
(4) 行政処分又は命令の内容	文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和6年7月2日、死亡事故を起こしたという同社からの報告を端緒に監査実施。4件の違反が認められた。 (1)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項) (2)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項) (3)運転者台帳の記載事項等の不備(安全規則第9条の5第1項) (4)運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 0点 (当該営業所) 0点

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和7年2月20日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	與那霸 嘉人 沖縄県豊見城市字嘉数202番地
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県豊見城市字嘉数202番地
(4) 行政処分又は命令の内容	事業停止（30日間）、輸送施設の使用停止（95日車）、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	<p>令和6年12月5日、法令違反の疑いがあることを端緒とし監査実施。10件の違反が認められた。</p> <p>(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項) (2)定期点検整備等の未実施(安全規則第3条の3) (3)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5) (4)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項) (5)運転者台帳の記載事項等の不備(安全規則第9条の5第1項) (6)運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項) (7)初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導の実施義務違反(安全規則第10条第2項) (8)初任運転者及び高齢運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項) (9)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項) (10)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)</p>
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 76点 (当該営業所) 40点

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和7年2月20日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	與那霸 嘉人 沖縄県豊見城市字嘉数202番地
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	辺野古営業所 沖縄県名護市字辺野古1010番地188
(4) 行政処分又は命令の内容	事業停止（30日間）、輸送施設の使用停止（60日車）、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	<p>令和6年12月12日、法令違反の疑いがあることを端緒とし監査実施。7件の違反が認められた。</p> <p>(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項) (2)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5) (3)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項) (4)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項) (5)運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項) (6)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項) (7)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)</p>
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 76点 (当該営業所) 30点